

介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告事務取扱要領

28北福高第8031号

平成28年4月25日部長専決

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第22条第2項の規定による事故報告について必要な事故報告取扱基準を定め、速やかに介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係るサービスを行う者（以下「事業者」という。）から東京都北区（以下「区」という。）へ事故報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(報告対象者)

第2条 事故報告は、事故に係る総合事業に係るサービス利用者が北区の被保険者である場合及び事業所の所在地が北区内の場合とする。

(事故の範囲)

第3条 事業者が報告すべき事故の範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 総合事業に係るサービス提供（利用者の送迎及び通院を含む。）時における死亡事故及び医師の診断を受け投薬、処置その他の治療が必要になった事故
- (2) 感染症（原則として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（定点把握を除く。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。）、食中毒、結核及び疥癬
- (3) サービス提供中に利用者が行方不明となった場合
- (4) 事業者の従業員の法令違反及び不祥事で利用者の処遇に影響があるもの（個人情報流出、虐待行為等を含む。）
- (5) 火災、震災、風水害その他災害でサービスの提供に重大な影響があるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事故等

(報告事項)

第4条 要綱第4条第1項第1号ア及びイ（ア）並びにウに規定する事業について、事業者が報告すべき事項は、事故に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 報告回数及び提出年月日
- (2) 事故状況の程度及び死亡の年月日（死亡者が出た場合に限る。）
- (3) 法人名、事業所（施設）名、代表者名、事業所番号、サービス種別、所在地、管理者名、記入者職・氏名及び事業所の電話番号

- (4) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、被保険者番号、保険者、住所、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
 - (5) 事故の発生日時、発生場所、事故の種別、発生状況及び事故内容の詳細
 - (6) 発生時の対応、受診方法、医療機関名及びその連絡先、診断名、診断内容、検査及び処置等の概要
 - (7) 利用者の状況、家族等への報告状況、連絡した関係機関（連絡した場合のみ）、本人及び家族等への追加対応予定
 - (8) 事故の原因分析
 - (9) 再発防止策
 - (10) 損害賠償等の状況
 - (11) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項
- 2 要綱第4条第1項第1号イ（イ）及び第2号に規定する事業について、事業者が報告すべき事項は、事故に関する次の各号に規定する事項とする。
- (1) 報告年月日
 - (2) 事故等が発生した事業所の名称、所在地、管理者の氏名、報告者、事業者番号及び事業所の電話番号
 - (3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、生年月日、年齢、性別、電話番号、要介護度及び保険者名
 - (4) 事故等の発生日時、発生場所、サービス種別、事故の概要、原因等
 - (5) 治療等を受けた医療機関の名称、所在地、治療の概要及び利用者の家族等に対する連絡状況
 - (6) 事故後の利用者の現況、再発防止に向けての今後の対応及び損害賠償等の状況
 - (7) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項
- 3 事故報告書の標準例は、要綱第4条第1項第1号のア及びイ（ア）並びにウに規定する事業については別記第1号様式のとおりとし、同項第1号のイ（イ）及び第2号に規定する事業については、別記第2号様式のとおりとする。ただし、前項各号に掲げる事故報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

（報告の手順）

第5条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故が発生したときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、要綱第4条第1項第1号ア及びイ（ア）並びにウに規定する事業にあつては、前条第1項第1号から第7号までの内容について、要綱第4条第1項第1号イ（イ）及び第2号に規定する事業にあつては、前条第2項第1号から第5号までの内容について前条第3項の事故報告書を区に提出する。また、利用者に関する介護予防支援事業所にも

同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等のより迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜、途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で、要綱第4条第1項第1号ア及びイ（ア）並びにウに規定する事業にあつては、前条第1項第8号から第10号までの内容を、要綱第4条第1項第1号イ（イ）及び第2号に規定する事業にあつては、前条第2項第6号の内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合において、要綱第4条第1項第1号ア及びイ（ア）並びにウに規定する事業にあつては、前条第1項第8号から第10号までの内容、要綱第4条第1項第1号イ（イ）及び第2号に規定する事業にあつては、前条第2項第6号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(対応)

第6条 区は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。事故対応は、当該利用者が、北区の被保険者の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成28年3月1日から適用する。

付 則（平成31年3月7日部長専決30北福長第2341号）

この要領は、平成31年3月7日から施行する。

付 則（令和3年9月14日部長専決3北福長第1730号）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和4年3月29日部長専決3北福長第2474号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月29日部長専決4北福長第2481号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。